札幌市告示第1238号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第６条第３項の規定により準用される同法第５条第３項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和８年３月23日

札幌市長　　秋元　克広

記

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　コストコホールセール札幌倉庫店

所在地　札幌市清田区美しが丘１条９丁目３番１号

(2)　大規模小売店舗を設置している者の氏名、住所及び代表者の氏名

名　称　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

住　所　東京都千代田区丸の内１丁目４番５号

代表者　支配人　岡本　泰典

(3)　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　届出書のとおり

(4)　変更した年月日　令和７年12月１日

(5)　変更した理由　小売業を行う者の代表者変更のため。

２　届出年月日　令和８年３月13日

３　届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所　札幌市役所本庁舎２階　市政刊行物コーナー

縦覧期間　令和８年３月23日～令和８年７月23日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

（午前８時45分～午後５時15分（午後０時15分～午後１時までを除く））

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和８年７月23日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。